

# 新幹線プレス

2014年7月28日 No.174

発行者 成田隆浩

編集者 教宣部

JR東海労新幹線地本

## 報復処分撤回裁判

# 最高裁の上告棄却決定弾劾！

## 不当な決定を許さないぞ！！

私たちは、報復処分撤回裁判の第二審反動判決を許さず、上告受理の申し立てを行ってきた。だが、最高裁は7月24日「上告審として受理しない」との決定を行った。理由も何もない、いわゆる「三行半」決定である。極めて不当な決定だ。

第一審の「減給処分は懲戒権の濫用にあたる」とし処分を無効とした判決を覆した第二審判決は、まさにデタラメで乱暴なものであった。会社側でさえ主張していない文言を勝手に「認定」したこと。さらには、会社側の証言・証拠しか採用していないこと。出勤点呼では「酒臭」に気付かなかったのに2時間も経過してから「プンプン臭う」といった、ありえない証言も採用しているのである。

なぜこのようなでたらめな判決なのか。第一審の判決を否定することができないから、こじつけ・偽造・すりかえをするしかなかったのだ。高裁判決のでたらめさは、第一審判決の正しさを証明しているのだ。最高裁がでたらめな高裁判決を否定しなかったということは、最高裁もまた何が何でも第一審判決を否定したいというゆがんだ立場に立って決定を行ったということだ。

私たちは、司法としての責任を放棄した最高裁決定の不当性・反動性を、声を大にして弾劾する！